〇西原村燃料等高騰対策中小企業緊急支援金交付要綱

令和８年 11 月１日

告示第 29 号

(趣旨)

第１条　この要綱は、燃料費等の高騰を受けている村内の中小企業等の負担を軽減し、安定的かつ継続的な事業運営を支援するために交付する、西原村燃料等高騰対策中小企業緊急支援金(以下「支援金」という。)に関し、西原村補助金交付規則(昭和 62 年西原村規則第４号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第２条　支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1)　現に西原村内に本店、事業所等が所在し、村内で事業を営んでいる中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第２条第１項に規定する会社及び個人事業主であること。

(2)　西原村商工会の会員又は西原村観光協会の会員（「商工会等」という。）であること。(ただし、村外でのみ事業を営む会員、賛助会員、及び社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人等の法人は対象外)

(3)　支援金の申請日において、村税、商工会等の会費等の滞納がないこと。

(4)　宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者ではないこと。

(5)　当該団体又は代表者、役員等が、西原村暴力団排除条例(平成 23 年条例第 15 号)第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員等でないこと。

(支援金の額)

第３条　支援金の額は、別表に定めるところによる。

2　支援金の交付は、１事業所等につき１回限りとする。

(交付申請)

第４条　支援金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、西原村燃料等高騰対策中小企業緊急支援金交付申請書兼請求書を村長に提出しなければならない。

(申請期限)

第５条　支援金の申請期限は、令和９年１月 29 日までとする。

(交付の決定等)

第６条　村長は、第４条に規定する申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、西原村燃料等高騰対策中小企業緊急支援金交付決定通知書により当該申請者に通知し、交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)に対し支援金を交付するものとする。

2　村長は、支援金の交付を決定する場合において次の条件を付するものとする。

(1)　村長は、交付決定者に対して報告を求め、又は村に帳簿書類その他の物件を確認させ、若しくは質疑させる必要があると認めたときは、これらに協力すること。
(2)　支援金の受領後、継続して１年間村内で事業を営むこと。
(3)　法令及びこの要綱を遵守すること。
(支援金の返還等)
第７条　村長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により、支援金の交付を受けたときは、その交付決定を取り消し、支援金の全部又は一部について返還を求めることができる。
２　前項の規定により支援金の交付決定を取り消すときは、西原村燃料等高騰対策中小企業緊急支援金交付決定取消通知書により通知するものとする。
３　第１項の規定により支援金を返還させるときは、西原村燃料等高騰対策中小企業緊急支援金返還通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。
(書類の様式等)
第８条　この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、村長が別に定めるところによる。
(その他)
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。
附　則
この告示は、公示の日から施行する。
この要綱は令和９年３月 31 日をもって廃止とする。

別表(第3条関係)

区分	支援金の額
西原村観光協会員である個人事業主	4万円/事業所等
西原村観光協会員である法人	6万円/事業所等
西原村商工会員である個人事業主	6万円/事業所等
西原村商工会員である従業員数が5人未満の法人※	8万円/事業所等
西原村商工会員である従業員数が5人以上の法人※	10万円/事業所等

※西原村商工会に届出している法人登録情報の従業員数とする。